

高額医療貸付け

1 貸付条件

組合員（再任用職員、任意継続組合員を含む）又は被扶養者が、高額療養費の支給対象となる療養に係る支払いのため資金を必要とするとき。

2 貸付限度額

高額療養費の額（1, 000円未満切捨て）

※高額療養費の給付事由及び算定等については、支部までご照会願います。

3 送 金

申込書を受理した日から、原則として10日以内に送金します。

4 貸付金利息

無利息

5 償 還

公立学校共済組合青森支部が給付する高額療養費から貸付金相当額を控除します。

6 提出書類

（1）高額医療貸付申込書【様式第1号（3）：必須】

（2）貸付借用証書【様式第3号（3）：必須】

（3）高額医療貸付金控除依頼書【支部様式第7－1号：必須】

（4）添付書類

①申込人名義の預金通帳の表紙（支店番号・口座番号が記載されたもの）の写し【必須】

②保険医療機関等が発行する請求書又は領収書の写し【必須】